

ISSUE BRIEF

我が国のインターネット選挙運動

その規制と改革

国立国会図書館 ISSUE BRIEF NUMBER 517(MAR. 6. 2006)

我が国では、インターネットを用いた選挙運動が、原則禁止されている。ホームページやブログを開設して選挙運動を行うことも、また電子メールやメールマガジンを広く有権者に送信し選挙運動を行うこともできない。近年、インターネットの普及が急速に進んだことを背景として、ホームページなどのインターネット上のツールを用いた選挙運動を解禁してはどうか、という議論・動きが活発化している。特に、平成17年9月の総選挙以降、顕著になっている。本稿では、現行の公職選挙法でインターネット選挙運動がどのように規制されているか、インターネット選挙運動の利点・問題点は何か、インターネット選挙運動の解禁に向けた動き・議論にはどのようなものがあるかにつき、簡潔に整理した。

政治議会課

みわ かずひろ
(三輪 和宏)

調査と情報

第517号

近年、我が国においても、インターネットの普及は急速であり、その利用者数は 7,948 万人、人口普及率は 62.3% に上っている（平成 16 年末）¹。現在、インターネットを用いた選挙運動は、公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）により大幅に制限されているが、これを相当程度緩和し、積極的に選挙運動において活用してはどうかという議論が続けられている。本稿では、現在のインターネット選挙運動の規制の内容、インターネット選挙運動の利点・問題点、近年の動向・議論につきまとめた。

現行公職選挙法におけるインターネット選挙運動の規制

現行の公職選挙法には、インターネットやホームページを意味する文言は見られないが、ホームページや電子メールが公職選挙法の「文書図画」に当たるとされ、インターネットを用いた選挙運動に関して、種々の規制が加えられている。

1 選挙運動と政治活動

まず、前提として、公職選挙法における「選挙運動」、「政治活動」の意味を明らかにしておく。公職選挙法における「選挙運動」とは、法律の中に定義規定はないものの、「特定の選挙について、特定の候補者の当選を目的として、投票を得又は得させるために直接又は間接に必要かつ有利な行為」とされている²。個々の行為をみなければ、それが選挙運動か否かは判断できないが、一般に、投票依頼にわたる行為は、皆、選挙運動とみなされる。

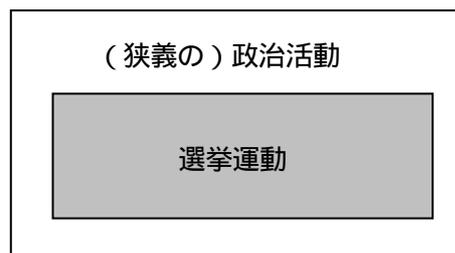
また、「政治活動」とは、広義には「政治上の目的をもって行われる一切の活動」を意味する³。この広義の政治活動の中には、選挙運動にわたる政治活動も存在することになる。しかしながら、公職選挙法では、「政治活動」をより狭義に考えており、広義の政治活動から選挙運動にわたる政治活動を除いた一切の行為を（狭義の）政治活動としている（これについても定義規定は法律の中にはない）。公職選挙法は、選挙運動につき種々の規制を持つと同時に、（狭義の）政治活動についても選挙運動期間中、投票日には一定の規制を加えている。

2 文書図画の頒布としての規制

それでは、公職選挙法におけるインターネット選挙運動の規制につき、見てみたい。

まず、公職選挙法では、選挙運動の方法は、印刷物等の文書図画によるものと、演説等の言論によるものに大別される。このうち、文書図画の頒布については第 142 条で規定している。

第 142 条によれば、選挙運動のために使用する文書図画は、同条に規定される通常葉書、ピラ以外に頒布することが禁止されている（なおパンフレット又は書籍〔いわゆるマニフェスト〕の頒布は別途第 142 条の 2 で規定される）。ここに言う文書図画とは、一般に言



¹ 総務省編『情報通信白書』平成 17 年版, 2005, p.28 .

² 選挙制度研究会『実務と研修のためのわかりやすい公職選挙法』13 次改訂版, ぎょうせい, 2004, p.172 .

³ 同上, p.255 .

われる文書図画よりも広範な概念で、「文字若しくはこれに代わるべき符号又は象形を用いて物体の上に多少とも永続的に記載された意識の表示」と考えられている。選挙運動のための文書図画は、人の視覚に訴えて選挙運動の効果を期待するものであって、書籍、ポスター、あいさつ状、葉書などはもちろんのこと、ネオン・サイン、アドバルーン等がすべて含まれ、壁・塀に書かれた文字、路面に書かれた砂文字等に至るまで含まれるとされている⁴。ホームページや電子メールは、コンピューター等のディスプレイ上に表示された文字等の意識の表示に当たり、ここに言う文書図画とみなされる。

また、第142条に言う頒布とは、不特定又は多数の者に配布する目的で、その内の1人以上の者に配布することを言う。その配布の方法も、直接に手渡す方法はもちろんのこと、郵送、新聞折込みによるものまですべて含まれる⁵。不特定又は多数の者の利用を期待してホームページを開設・書換えすること、不特定又は多数の者に電子メールを発信することは、ここに言う頒布とみなされる。

以上のことから、選挙運動のためにホームページを開設したり、選挙運動の目的で不特定又は多数の者に電子メールを送信することは、この第142条により禁止される。

3 文書図画の掲示としての規制

公職選挙法第143条は、選挙運動のための文書図画の掲示を規制している。ここに言う掲示の態様は、やはり広範に及び、ポスター・看板等の文書図画を壁・塀に貼付し、取り付け、あるいは立て掛ける場合はもちろんのこと、直接に選挙事務所の壁に文字、絵画を書き、人目に触れるようにすることも含まれる。第143条は、特に、第2項において、アドバルーン、ネオン・サイン又は電光による表示、スライドその他の方法による映写等の類を掲示する行為を、すべて禁止している⁶。コンピューターのディスプレイにホームページや電子メールを表示させ、一定の場所に掲げ人目に触れるようにすることは、ここに言う「映写等の類」の掲示となってしまう、禁止される。

4 事前運動等としての規制

以上の選挙運動のための文書図画の頒布又は掲示は、選挙運動期間中に禁止されるのみならず、それ以前（立候補の届出前）も、いわゆる事前運動として禁止されている（公職選挙法第129条）。従って、選挙運動のためのホームページの開設、書換えやその掲示は、選挙運動期間中であっても、通常時（選挙運動期間以前）であっても、禁止される。不特定又は多数を対象にした選挙運動のための電子メールも、同様に禁止される。（なお、特定少数に送信する選挙運動のための電子メールは、選挙運動期間中は許され、事前運動の場合は禁止される。）

投票日当日は、選挙運動期間ではないので、事前運動と同様の規制が加えられ、ホームページ、電子メールについても、同様に禁止される。

⁴ 同上, p.195 .

⁵ 同上。

⁶ 同上, p.204 .

5 禁止を免れる行為の規制

公職選挙法第 146 条は、文書図画の頒布又は掲示につき、禁止を免れる行為を制限している。すなわち、選挙運動期間中に、選挙運動用文書図画の頒布又は掲示の禁止を免れる行為として（つまり選挙運動の目的で）公職の候補者の氏名若しくはシンボルマーク、

政党その他の政治団体の名称、又は候補者を推薦し、支持し若しくは反対する者の名を表示する文書図画を頒布又は掲示することは、禁止される。例えば、外形的に著述、演芸等の広告を装っているが、実は選挙運動目的で広告に候補者の氏名が表示されている場合などが、この典型例である。

たとえそれが政治活動であったとしても、選挙運動期間中に候補者の氏名等を表示したホームページを開設したり、書換えたりすることにより、文書図画の頒布又は掲示につき禁止を免れる行為を行うことは、この第 146 条により禁止される。（ただし、選挙運動期間より前に候補者の氏名等を表示したホームページを開設し、そのまま放置することは許されるとされている。）不特定又は多数への電子メールの送信についても、同様に第 146 条により規制される。

6 候補者の氏名等の記載の禁止

公職選挙法は、政党その他の政治活動を行う団体が、選挙運動ではなく政治活動を行う場合であっても、その態様又は効果の点で選挙運動と紛らわしい行為を、選挙運動期間中に行うことについて規制している。その一環で、第 201 条の 13 第 1 項第 2 号では、政党その他の政治活動を行う団体が、選挙運動期間中及び投票日に、政治活動のために掲示又は頒布する文書図画（新聞紙及び雑誌を除く）に、当該選挙区（選挙区がないときは選挙の行われる区域）の特定の候補者の氏名又は氏名が類推される事項を記載することを禁止している。

この規定から、政党その他の政治活動を行う団体の政治活動用ホームページが、候補者の氏名等を表示している場合について、選挙運動期間中及び投票日には更新できないこととされている。また当然ながら、その期間に、同種のホームページを新たに開設したり、同種の電子メールを当該選挙区等の不特定又は多数に送信することも、禁止される。掲示についても、同様の考え方が適用される。

7 公職選挙法違反の実態

過去の国政選挙で、都道府県警察が行ったインターネットの使用に係る公職選挙法違反に関する警告は、平成 17 年 11 月現在、行政府が把握している範囲で 35 件と言われる。これらは、いずれも検挙を伴うものではなかった⁷。35 件の内訳は、次の通りである。

- ・公職選挙法第 142 条違反事案に係る警告（ホームページ上で候補者に対して支持を求めるとする文言を表示する等） 28 件
- ・公職選挙法第 146 条違反事案に係る警告（選挙運動の目的をもって選挙運動期間中

⁷ 答弁書第 16 号（平成 17 年 11 月 4 日）[第 163 回国会参議院質問主意書第 16 号に対する答弁書]。

にホームページ上で候補者の氏名を表示する等) 2件

- ・公職選挙法第138条の3違反事案に係る警告(ホームページ上で選挙に関する人気投票の集計結果を公表する) 1件
- ・公職選挙法第178条違反事案に係る警告(選挙の期日後にホームページ上で当選のあいさつに関する文言を表示する等) 4件

なお、内訳中、第138条の3違反、第178条違反については、直接の選挙運動ではないため、いままで述べてきたインターネット選挙運動規制の概要では触れていないものである。

8 まとめ

以上の議論のうち、ホームページ、電子メールに関する規制をまとめると、次の表のとおりである⁸。なお、ブログ⁹、インターネット・テレビ放送については、ホームページと同様の行為とされ、同様の規制が加えられる。またメールマガジンについては、電子メールと同様の行為とされ、同様の規制が加えられる。

ホームページによる選挙運動・(狭義の)政治活動の規制

	公職の候補者等又は第三者	政党その他の政治活動を行う団体
選挙運動	【通常時[投票日含む]】 事前運動等のため禁止(公選法第129条) 【選挙運動期間】 法定外の文書図画の頒布に当たり禁止 (公選法第142条第1項) 掲示に当たる行為をすることも禁止 (公選法第143条第2項)	【通常時[投票日含む]】 事前運動等のため禁止(公選法第129条) 【選挙運動期間】 法定外の文書図画の頒布に当たり禁止 (公選法第142条第1項) 掲示に当たる行為をすることも禁止 (公選法第143条第2項)
政治活動	【通常時[投票日含む]】 自由 【選挙運動期間】 候補者の氏名等を表示しているホームページを開設、書換えすることにより、禁止を免れる行為に該当する場合は、禁止。既に候補者の氏名等が表示される場合は、更新が禁止 (公選法第146条第1項)	【通常時[投票日除く]】 自由 【選挙運動期間・投票日】 ホームページを開設、書換えする場合に、候補者の氏名等を表示することは、禁止。既に候補者の氏名等が表示される場合は、更新が禁止 (公選法第201条の13第1項第2号)

⁸ IT時代の選挙運動に関する研究会『IT時代の選挙運動に関する研究会-報告書-』2002, pp.5-6.

⁹ ウェブログ(Weblog)の略。日記風の簡易なホームページ。日々、コンテンツを追加更新でき、ブログ相互間のリンクも容易である。また、ブログに掲示板を設け、閲覧者が意見を書き込めるようにすることもできる。

電子メールによる選挙運動・(狭義の)政治活動の規制

	公職の候補者等又は第三者	政党その他の政治活動を行う団体
選挙運動	<p>【通常時 [投票日含む]】 事前運動等のため禁止(公選法第 129 条)</p> <p>【選挙運動期間】 不特定又は多数に送信することは法定外の文書図画の頒布に当たり禁止 (公選法第 142 条第 1 項) 掲示に当たる行為をすることも禁止 (公選法第 143 条第 2 項)</p>	<p>【通常時 [投票日含む]】 事前運動等のため禁止(公選法第 129 条)</p> <p>【選挙運動期間】 不特定又は多数に送信することは法定外の文書図画の頒布に当たり禁止 (公選法第 142 条第 1 項) 掲示に当たる行為をすることも禁止 (公選法第 143 条第 2 項)</p>
政治活動	<p>【通常時 [投票日含む]】 自由</p> <p>【選挙運動期間】 候補者の氏名等を記載した電子メールを送信することが、禁止を免れる行為に該当する場合は、禁止。掲示の場合も同様 (公選法第 146 条第 1 項)</p>	<p>【通常時 [投票日除く]】 自由</p> <p>【選挙運動期間・投票日】 候補者の氏名等を記載した電子メールを、当該選挙区等の不特定又は多数に送信することは、禁止。掲示の場合も同様 (公選法第 201 条の 13 第 1 項第 2 号)</p>

インターネット選挙運動の利点、問題点

インターネットは、新しい技術であり、従来の選挙運動の媒体とは異なった特色を持っている。その利点¹⁰、問題点につき、概観したい。

1 利点

(1) マルチメディア、速報性

インターネットは、文字・画像・音声・動画などを組み合わせることのできるマルチメディアである。この特性を生かし、選挙運動においても分かりやすい、内容の充実したコンテンツを作成することが可能である。これにより、有権者は、候補者、政党につき判断をよりよく行うことができるようになる。また、インターネットは、即時的にコンテンツを読者に送り届けることができ、コンテンツの内容更新も容易である。選挙運動に関する情報も、適時に速報性を持って、有権者に伝えることができる。

(2) 安価である

インターネット上にホームページを開設したり、電子メールを送信するには、多くの費用を要しない。そのため、インターネットを利用した選挙運動も、安価に行うことができる。資金力があまりない候補者、政党であっても、インターネットならば容易に選挙運動を展開でき、また金のかからない選挙運動という要請も満たせる。

¹⁰ IT時代の選挙運動に関する研究会 前掲書, pp.16-17 ; 高瀬淳一『情報政治学講義』新評論, 2005, pp.111-113 .

(3) 多様な情報を発信できる

ホームページや電子メールは、上述のように安価な手段で、コンテンツの作成・更新も容易なため、何種類も作成することが可能である。選挙運動においても、候補者、政党の主張・政策を、読者となる有権者層や発信時期等に合わせて、何通りにも分けてまとめることができる。例えば、経歴等の基本的情報、内政に関する政策、外交に関する政策といった具合に、分かりやすく数種類のホームページに分けて情報発信することもできる。また、選挙運動の時期に応じて、訴えたい内容を変えて情報発信することもできる。

(4) 直接的に情報発信できる

インターネットを通じれば、候補者、政党は、他のメディアを媒介せずに、直接に有権者に情報を提供できる。また、有権者から意見等を直接に受け付けることができる。マスメディアなどのフィルターを通さずに、候補者、政党は、自らが適当と考える情報を有権者に十分に提供でき、一方で、インターネットの双方向性を利用し、有権者の生の声、意見を受信し、自らの主張、政策に反映させることも可能である。

有権者の側から見れば、候補者、政党に意見を述べ、政治に直接に働きかける機会を得ることとなる。このことは、有権者の政治参加の意識を高めることになる。

(5) 時間的・場所的制約を受けない

インターネットによる選挙運動は、コンテンツの作成とその発信により成立する。このため、特定の時間帯、場所に拘束されることなく、候補者、政党は、選挙運動を展開できる。一方、有権者も、ホームページや電子メールを自由な時間と場所で閲覧し、じっくり時間をかけて内容の検討を行うこともできる。

2 問題点

インターネット選挙運動を広く認めた場合、様々な問題が発生することも予想される。以下は、その代表的なものである¹¹。これらのマイナス面については、例えば誹謗中傷や虚偽情報を規制する規定、責任者名の表示の義務付け規定を公職選挙法上に設けるなどにより、対応すべきであるとの意見も存在する。

(1) デジタル・ディバイドの問題

インターネットをよく利用する人々と、そうでない人々の間で、受け取る情報量や発信する情報量に生じる格差（情報格差）が、デジタル・ディバイドである。一般に、若年層はインターネットを多く利用し、高齢者や社会的弱者の利用は少ないと言われている。そのため、選挙運動に係る情報が高齢者等に伝わりにくいのではないかと、という指摘がある。また、インターネットの使用によく慣れた候補者が、選挙運動の情報の発信において有利になる、との指摘もある。

¹¹ IT時代の選挙運動に関する研究会 同上, pp.17-18 ; IT選挙運動研究会 『IT社会における選挙運動・選挙管理』国政情報センター, 2003, pp.110-116 .

(2) インターネットの悪用の問題

次のような、インターネットの悪用・いたずらの類が想定される。

候補者等に対する誹謗中傷が、インターネット上に掲載されたり、候補者等のホームページに書き込まれたりする。候補者等のホームページを装った二重のホームページ（いわゆる「なりすまし」）が作られる。候補者等のホームページが、別の者により書き換えられる。候補者等のホームページのサーバー・ダウンを狙った攻撃が、インターネットを介して行われる。

一方で、候補者等が閲覧者に何らかの特典を与えるホームページを立ち上げるなどという買収まがいの行為が、起こる可能性も否定できない。

(3) 第三者のインターネット選挙運動に伴う問題

候補者等だけでなく、第三者にもインターネットによる選挙運動を認めた場合、無責任な第三者による、いわゆる「怪文書」的な情報が氾濫することも予想される。悪質な場合は、正当な選挙運動を装った誹謗中傷・虚偽の情報である可能性もある。

(4) 迷惑メールの発生の問題

電子メールによる選挙運動、あるいは有権者から候補者等への電子メールの送信を考えた場合、有権者、候補者等にとっていわゆる「迷惑メール」と感じられるメールが、多く発生する可能性がある。

(5) インターネット利用に付随する費用の増加の問題

候補者等が、ホームページ作成に多額の費用をかけたり、また送信先の電子メール・アドレスを収集するために多額の費用をかけたりする可能性を否定できない。このような事態になれば、費用があまりかからないことがメリットとされるインターネット選挙運動の趣旨に反することになる。

インターネット選挙運動に関する近年の動向・議論

1 国会の動き

インターネット選挙運動に関して、過去の国会で法案が提出された、又は国会審議で取り上げられたというケースは、若干存在している。これにつき、法案、審議の両面から概観したい。

(1) 法案

インターネット選挙運動を公職選挙法で広く認める趣旨の法案は、過去に3回提出されている。いずれも民主党の議員の提出によるものであるが、すべて審議未了廃案となっている。次の3つの法案が、該当のものである。

() 第142回 衆法第43号 公職選挙法の一部を改正する法律案（田中甲議員外3名提出、平成10年6月17日）

ホームページの類を用いた選挙運動を解禁するが、（不特定・多数への）電子メールによるものは認めない内容。氏名等の虚偽表示罪も含む。

- () 第 151 回 衆法第 25 号 公職選挙法の一部を改正する法律案 (中野寛成議員外 15 名提出、平成 13 年 5 月 18 日)
ホームページ・電子メールの類を用いた選挙運動を解禁する内容。有料による候補者の氏名等の掲載の禁止、氏名等の虚偽表示罪も含む。
- () 第 159 回 衆法第 32 号 公職選挙法の一部を改正する法律案 (中井洽議員外 5 名提出、平成 16 年 4 月 13 日)
ホームページ・電子メールの類を用いた選挙運動を解禁する内容。有料による候補者の氏名等の掲載の禁止、氏名等の虚偽表示罪も含む。

(2) 国会審議の論点

過去の国会の審議の中で、インターネット選挙運動が取り上げられた例が、若干ながらある。審議の中で、どのような主題・観点から取り上げられたのかにつき、代表的なものを列挙する。なお、インターネット選挙運動に関する質問主意書と答弁も、若干ある。そのテーマは、下記と類似のものが多かった。

- ・インターネットの普及の度合い
- ・インターネットをあまり使わない有権者層
- ・現行の公職選挙法における文書図画規制とインターネットの関係
- ・総務省ホームページへの選挙公報の掲載の可能性
- ・総務省に設置された「IT時代の選挙運動に関する研究会」
- ・ホームページを通じた選挙運動の解禁・その問題点
- ・電子メールを通じた選挙運動の解禁・その問題点
- ・インターネットにおける選挙運動規制と、他のメディアにおける選挙運動規制の関係
- ・在外選挙における有権者の情報収集手段としてのホームページ
- ・インターネットを通じた候補者に対する誹謗・中傷

2 政党の最近の動き

最近、インターネット選挙運動に関して動きがあるのは、自由民主党と民主党であり、他の政党には、特段の動きは見られなかった。

(1) 自由民主党

自由民主党は、平成 17 年 9 月の総選挙後に、党の選挙制度調査会にワーキングチーム (世耕弘成座長) を設けて検討を進め、同年末に公職選挙法改正案の骨子をまとめた。これをもとに、平成 18 年通常国会に、インターネット選挙運動を広く認める公職選挙法改正案を提出する見込みと報道されている。その主なポイントは、次のとおりである¹²。

- ・政党や候補者のホームページの告示・公示後の新設や更新を容認する。
- ・ホームページ開設者に連絡先の表示を義務付ける。
- ・選挙管理委員会がホームページ開設者の連絡先を管理する。
- ・他のホームページへの有料広告の掲載は禁止する。
- ・迷惑メール被害を防ぐため (不特定・多数への) 電子メールは引き続き禁止する。

¹² 「ネット利用の選挙運動解禁 メールは対象外 自民案通常国会提出めざす」『日本経済新聞』2005.12.29 .

(2) 民主党

民主党は、平成 17 年 9 月の総選挙時のマニフェストにおいて、インターネット選挙運動の解禁を掲げている。民主党のマニフェスト中、関連部分は以下のとおりである¹³。

- ・「インターネット選挙運動を解禁します」
- ・「ホームページ、電子メール、ケータイ、ブログなどを利用したインターネット選挙運動の解禁と同時に・・・選挙運動の規制改革をすすめます」

また、同年 12 月 17 日には、党の「次の内閣」に、公職選挙法改正に向けたインターネット選挙活動調査会を設置した¹⁴。

3 マスコミの論調

インターネット選挙運動に関するマスコミの論調につき、主要各紙の社説を中心に見てみる。過去 3 年間に、主要紙は、社説を通じインターネット選挙運動の解禁に前向きな姿勢を見せている。また、社説で扱っていない場合でも、やはり前向きな姿勢を示す識者の意見を掲載している。ただし、誹謗中傷が行われたり、偽りのホームページ(なりすまし)が出現したりする危険性も、同時に指摘し、解禁に伴う諸課題の解決を求めている場合もある。以下、在京主要紙の論調である(新聞の日付順)。

「社説 ネット選挙 導入検討の価値は十分にある」『読売新聞』(2002. 12. 17)

「ネット選挙運動の解禁は、そうした現状〔補選での低投票率：筆者注〕を打開する可能性も秘めている。導入を視野に、検討を進めるよう期待したい」

「有権者にとっては、候補者に関する情報が大幅に増え、貴重な判断材料となる」

「今も、電話による、第三者の選挙運動は可能だ。だが、画面による運動が実現すれば、有権者の参加度は高まり、選挙と有権者の距離も縮まって、選挙が様変わりする可能性もある」

「もちろん、HP が選挙運動の手段となることで、誹謗中傷を意図した書き込みなど、選挙妨害も予想される。そのような、あってはならない事態を防ぐために、メールアドレスの明示や届け出の義務付けといった規制は不可欠だ」

「『ネット選挙』の解禁は、十分検討に値するのではないか」

「彼ら〔若年層：筆者注〕が、コンピューターに慣れていることを考えれば、その目を政治に向けさせる契機ともなる」

「社説 公選法改正 ネット選挙も忘れるな」『朝日新聞』(2003. 10. 3)

「いま最も求められるのは選挙運動にインターネットを使えるようにすることだからだ」

「今回の改正〔マニフェストに係る改正：筆者注〕を第一歩として来夏の参院選からは、各党の候補者がネット上で政権公約を競い合えるようにしてほしい」

¹³ (平成 17 年総選挙時の)『民主党の政権公約 マニフェスト』p.33 .

¹⁴ 「ネット選挙政治を変える 双方向性、活性化に期待」『朝日新聞』2005.12.31 .

「社説 選挙と有権者の距離を縮める公選法に」『日本経済新聞』(2003.10.4)

「インターネット選挙も解禁したらいい。これだけインターネットが普及したのだから、選挙運動に利用しない手はない。選挙のコスト削減にもなる」

「社説 05衆院選 改革を問う IT選挙解禁へ向け議論を深めよ」『日本経済新聞』
(2005.8.27)

「マニフェスト(政権公約)の配布は公選法改正で限定的に認められたが、IT(情報技術)の活用にも道を開いていくべきだ」

「若い有権者の関心を政治に引き付けるには、五十五年前に制定された公選法の枠組みを今から変えていく議論が必要である」

「組織票からネット票 岩淵美克日大教授談」『産経新聞』(2005.9.2)

「ネットが広範に普及した今、選挙活動にネットをさらに活用できるようにした方がいい」

「それ〔ネットを利用した選挙活動：筆者注〕が活発に行われれば、有権者は立候補者や政党の主張を詳しく知ることができ、政治への関心を高めることができる」

「大事なのは、政見放送をいつでも見ることができ、政党のマニフェスト(政権公約)や候補者の主張をいつでも入手できるような状態をホームページ上に整備し、どの有権者でも投票の判断に必要な情報を容易に入手できるようにすることだ」

「社説 ネット選挙 解禁の好機をのがすな」『東京新聞』(2005.11.14)

「インターネットを利用した選挙運動を解禁しようという機運が高まっている。ネット社会を考えれば遅すぎるくらいだ」

「在外有権者に多くの候補者の情報を知らせるにはインターネットを使うしかない。解禁は急務である」

「印刷物より安くでき、広く有権者に情報を伝えられる。有権者が政策を見て、政権を担うべき政党を選ぶ選挙を実現するには重要な道具になる。マニフェスト(政権公約)の周知にも役立つ」

「政治家のホームページにデマや中傷が書き込まれたり、二セモノをつくられて選挙妨害される懸念は残る。罰則規定は必要だろう」

「社説 ネット選挙 公選法自体が時代遅れだ」『毎日新聞』(2005.11.25)

「いまだにホームページなどを使った選挙運動は公職選挙法で禁止されている。時代遅れもはなはだしい話だ」

「外部からの改ざんや悪質な誹謗中傷も想定される。虚偽情報の攻撃に対しては罰則規定を設けるなどきめ細かい対応も必要になる」

インターネット選挙運動の解禁については、過去10年近くにわたり、その利害得失が議論されてきている。新聞論調に見られるように、世論も解禁を容認する方向と考えられる。この流れを受けて、平成18年通常国会では、解禁に向けた公職選挙法改正案の提出がなされ、審議が尽くされる見込みである。